

## 4 9 糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじ 基準緩和型訪問サービス運営規程

平成29年3月30日制定  
糸社協規程第 58 号

(事業の目的)

第1条 糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじが行う糸魚川市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型訪問サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、基準緩和型訪問サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な基準緩和型訪問サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 基準緩和型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、支援の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 基準緩和型訪問サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 基準緩和型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、糸魚川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び糸魚川市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱に規定する内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ

(2) 所在地 新潟県糸魚川市押上2丁目9番65号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤)

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、基準緩和型訪問サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 訪問事業責任者(サービス提供責任者) 4人以上

訪問事業責任者(サービス提供責任者)は、事業所に対する基準緩和型訪問

サービスの利用申込みに係る調整、従事者に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 従事者（訪問介護員） 常勤換算で20人以上

従事者（訪問介護員）は、基準緩和型訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(基準緩和型訪問サービスの内容)

第6条 事業所で行う基準緩和型訪問サービスの内容は、生活支援（身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の支援であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。）とする。

(利用料等)

第7条 基準緩和型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、糸魚川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

3 基準緩和型訪問サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、糸魚川市の全域とする。

(衛生管理等)

第9条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、基準緩和型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 基準緩和型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 基準緩和型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害

賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 基準緩和型訪問サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した基準緩和型訪問サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した基準緩和型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上に努めるものとする。

2 事業所は、基準緩和型訪問サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は糸魚川市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第15条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休

止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に基準緩和型訪問サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則（平成29年3月30日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日）

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月26日）

この規程は、平成30年6月26日から施行する。